

茨城県広域的連携等推進協議会規約

(設置)

第1条 茨城県（以下「県」という。）、茨城県企業局（以下「県企業局」という。）並びに茨城県古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに湖北水道企業団並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）は、「茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定」第9条第1項の規定に基づき、水道事業の経営の一体化（以下「経営統合」という。）に向けた検討及び準備を行うため、水道法第5条の4第1項の規定に基づく「広域的連携等推進協議会」を設置する。

(名称)

第2条 この協議会の名称は、茨城県広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 投資・財政計画に関すること。
- (2) 組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営その他の経営の基本的な方針に関すること。
- (3) 経営統合に必要な予算調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、経営統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、次の人員をもって組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 28名

(会長及び副会長)

第5条 会長には茨城県知事を、副会長には茨城県企業局長をもって充てる。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に支障があるときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、関係団体の長をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、副会長及び委員のうち、半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(作業部会)

第8条 協議会が指示する事項について協議し又は調整するため、協議会に作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、県、県企業局及び関係団体の職員のうちから選任する。

3 作業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会及び作業部会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、県政策企画部水政課（以下「水政課」という。）及び県企業局に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第10条 協議会に要する経費の負担については、県、県企業局及び関係団体の協議により定める。

(脱退)

第11条 関係団体は、経営統合への参画が困難と判断した場合は、協議会の同意を得た上で、脱退することができる。

2 前項の規定により協議会を脱退する場合、脱退する関係団体に係る費用の清算については、別途協議する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規約は、令和7年2月26日から施行する。

この規約は、令和8年2月27日から施行する。